

ふじみ野市スポーツ協会短期スポーツ教室開設規程

(総則)

第1条 この規定はふじみ野市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）の開設する短期スポーツ教室（以下「教室」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 スポーツ協会は教室を開設することにより市民がスポーツ活動に参加できる機会を提供し、スポーツ協会加盟団体の会員拡大と組織強化を目指すことを目的とする。

(主催・主管)

第3条 教室はスポーツ協会が主催し、開設を希望する加盟団体が主管する。

(対象)

第4条 対象は、市内在住・在勤・在学者とする。

(開設基準)

第5条 開設基準は、次に掲げる事項に基づくものとする。

- (1) 1日教室（4時間以上「昼休み1時間を除く」）
半日教室（2時間以上）
1教室5名以上
- (2) スポーツカレッジ（2時間以上3日間）

(委託料)

第6条 委託料は1日教室10,000円、半日教室5,000円、スポーツカレッジは3日間で10,000円とする。

(経費)

第7条 経費は、スポーツ協会の委託料と参加費をもってこれに充て、不足分は主管団体から拠出してもよい。

- 2 教室の要項・申込書や加入案内書の印刷等はスポーツ協会が協力し、各加盟団体に配布協力を依頼する。

3 交通費・宿泊費・飲食費等は参加費を徴収しても経費に充ててはならない。

(申請)

第8条 開設を希望する団体は、次に掲げる書類を1部作成し、実施予定日の1カ月前までにスポーツ協会に申請するものとする。

(1) 短期スポーツ教室計画・予算書・請求書(様式第1号)

(2) スポーツカレッジ実施計画書

(決定)

第9条 開設は、役員会で決定し理事会で報告する。

(事故防止)

第10条 開設する主管団体は、参加者の健康状態を把握し事故の防止に万全を期するとともに、参加者全員を傷害保険に加入させなければならない。

(報告)

第11条 開設した主管団体は、教室実施の結果を次に掲げる書類を1部作成してスポーツ協会に報告しなければならない。

(1) 短期スポーツ教室報告・決算書(様式第2号)

(2) スポーツカレッジ決算書

(その他)

第12条 この規定にない事項及び疑義が生じた場合は、スポーツ協会と主管団体が協議してさだめる。

附則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。